

高齢者肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1. 病気の説明（肺炎球菌とその感染症）

肺炎球菌は、肺炎を引き起こす原因菌の一つで、肺炎の他にも慢性呼吸器感染症、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症、髄膜炎等の原因にもなります。肺炎球菌に起因する肺炎は、日常の環境下で生活を送っている人に見られる肺炎で、健康な人での罹患が多く見られますが、高齢者あるいは種々の基礎疾患（心臓・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等）を有する人々にも多く見られます。

2. 接種について

23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンを使用し、1 回 0.5ml を筋肉内、又は皮下に注射します。接種対象者は今年度 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳を迎える方です。

接種費用 令和 3 年 9 月 30 日までの接種・・・自己負担額 4,000 円

令和 3 年 10 月 1 日以降の接種・・・自己負担額 1,500 円

※過去に 23 価の肺炎球菌ワクチンを接種したことがある場合は、定期の予防接種（公費一部負担）の対象外となります。

3. ワクチンの効果と副反応について

肺炎球菌による感染症の予防に効果があるとされ、本ワクチンは 1 回の接種で少なくとも接種 5 年間は効果が持続するとされています。また 100 種類前後あるといわれる肺炎球菌の菌のうち、本ワクチンで 23 種類の菌に対して効果があるとされています。

ワクチンの添付文書によると、臨床試験において 65 例中 49 例（75.4%）96 件の副反応が認められ、主なものは注射部位疼痛^{とうつう}47 件、注射部位発赤 17 件、注射部位腫脹 15 件、頭痛 4 件、腋窩痛^{えきま}3 件、注射部位搔痒感^{そうよう}2 件が、使用成績調査では、1,116 例中 11 例（1.0%）18 件の副反応が認められ、主な副反応は注射部位腫脹等の注射部位局所反応 6 例 8 件が挙げられています。

また重大な副反応として、頻度不明ながら海外で次のような副反応が報告されています。

- アナフィラキシー様反応（呼吸困難、血管浮腫、じんましん、発汗等）
- 血小板減少
- 知覚異常、ギランバレー症候群等の急性神経根障害
- 蜂巣炎^{ほうそうえん}・蜂巣炎様反応

その他副反応	頻度不明	5%以上	1～5%未満	1%未満
全身症状	無力症		倦怠感、違和感、悪寒、発熱	ほてり
筋・骨格系	関節痛、関節炎		筋肉痛	
局所症状	可動性の低下	疼痛、熱感、腫脹、発赤	硬結	搔痒感（かゆみ）
精神神経系	感覚異常、熱性けいれん		頭痛	
呼吸器				咽頭炎、鼻炎
消化器	嘔吐			悪心
血液	リンパ節症、リンパ節炎			
皮膚	じんましん			皮疹
その他	血清病、血清 C-反応性蛋白上昇		ALT 上昇	腋窩痛

4. 予防接種を受けることができない方

- ①明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます）を呈している方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

5. 接種の判断を行うに際し、注意を要する方（医師との相談が必要な方）

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ②予防接種で接種後 2 日以内に発熱が見られた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③過去にけいれんの既往のある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥妊婦又は妊娠している可能性のある婦人

6. 他のワクチンとの接種間隔

新型コロナウイルスワクチンを接種する場合、新型コロナウイルスワクチン接種の前後 2 週間は他の予防接種を受けることができません。

なお、新型コロナウイルスワクチン以外のワクチンを接種する場合は、前後に一定の間隔を空ける必要は規定にありません。

また、医師が必要と認めた場合には、他のワクチン（新型コロナウイルスワクチンを除く）と同時に、本ワクチンを接種することができます。

7. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ②当日は激しい運動は避けて下さい。
- ③接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。